

新型コロナウイルス感染症にかかる 入院共済金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会、以下「当会」）では、令和2年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い（以下「みなし入院」）のお支払い対象者について、令和4年9月26日（月）より、以下のとおり見直します。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日（月）以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、**重症化リスクの高い以下の方**とします。

重症化リスクの高い方

65歳以上の方

入院を要する方

妊娠中の方

重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または
新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方

※令和4年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクにかかわらず、従前どおりのお取扱いといたします。

※検査日ではなく、診断日での判断となります。

参考 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		診断日※	
		9月25日以前	9月26日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	✕ お支払対象外

お問い合わせ

本件に関するお問い合わせについては、下記にて承ります。

J A 共済相談受付センター

電話番号

0120-536-093

受付時間

午前9時から午後6時（月曜日～金曜日※）

午前9時から午後5時（土曜日※）

※祝日を除きます。

なお、個別のご契約内容（共済金の支払いに関する事項等）については、ご契約先のJ Aへお問い合わせください。

※当会ホームページ（<https://www.ja-kyosai.or.jp/>）においても、新型コロナウイルス感染症に関連した当会の取組みについて、随時最新の情報を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。